

令和 2 年 2 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和2年2月6日 午後1時00分  
閉 会 令和2年2月6日 午後2時10分

2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員  
千 委員 小畑 委員 安岡 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前川 教育次長 山本 教育監  
西村 管理部長 山口 指導部長  
安達 管理部理事 大路 総務企画課長  
森下 文化財保護課長 山田 学校教育課担当課長  
下村 総務企画課副課長 片又 総務企画課副課長  
米澤 社会教育課総括社会教育主事 岡 総務企画課副主査

## 5 議事の概要

### (1) 開会

教育長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

ア 1月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

- ・第1号議案 京都府個人情報保護条例施行規則及び京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

#### 【大路総務企画課長の報告】

- 京都府個人情報保護条例施行規則および京都府情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について報告する。

まず、今回の経過であるが、令和元年12月議会定例会において、情報公開審査会及び個人情報審議会を統合し、迅速かつ整合性のある判断が行えるよう審議機能の強化を図ろうとするため、京都府情報公開・個人情報保護審議会条例が制定された。この条例の制定により、関係の知事規則が改正され、この改正に合わせて、公文書公開決定通知書等の教示文の見直しが行われた。

内容は大きく二つあり、一つは、行政文書の公開請求に対して全部公開決定をした場合であっても、制度上は請求対象の公文書が他にもあるはずだという趣旨の審査請求も起こり得ることから、審査請求ができる旨の教示文を追記するものである。

もう一つは、第三者に関する情報が記録された公文書の公開決定に際し、決定通知書における執行停止の申立てに係る教示について、より明確にするため改正するものである。

本来、教育委員会の議決を経てから施行すべきだが、知事部局との調整に時間を要し、2月1日に施行する必要があるため、臨時代理議決を行ったため報告するものである。

#### 【質疑応答】

- 安岡委員

情報公開審査会と個人情報保護審議会とでは、同じ人が委員を兼ねていないのか。

- 大路総務企画課長

同じ人はいなかった。

- 安岡委員  
府としては審議会が一つになることで忙しくならないのか。
- 大路総務企画課長  
実際は部会で分かれるので、影響はあまりないと思われる。
- 小畑委員  
京都府個人情報保護条例施行規則となっているが、括弧して教育委員会規則となっている。これは、教育委員会に関わるものだけなのか。
- 大路総務企画課長  
その通りである。
- 小畑委員  
全部公開したのに不服を申し立てられても、それで全部ですと答えるしかないのではないか。
- 大路総務企画課長  
結果としてはそうなると思うが、制度上可能であるため追加した。
- 橋本教育長  
資料の5ページの備考欄に、括弧書きで、例えば対象個人情報の特定範囲に対する不服等となっている。
- 大路総務企画課長  
請求対象の公文書の範囲の取り違えみたいなのかもしれない。

イ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴う対応について

**【安達管理部理事の報告】**

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の一部改正に伴う対応についてである。

趣旨の1つ目にあるとおり、教員の長時間労働は極めて深刻となっており、持続可能な学校教育の中で、教育成果を維持、向上させるため、教員の働き方を見直し、子どもたちに対し効果的な教育活動を行えるよう、昨年末にこの給特法が一部改正されたところである。

また、改正給特法に基づき、文部科学大臣の定める教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が、令和2年1月17日付けで示され、各教育委員会における取組の実効性を高めるため、文部科学省から、法の施行に合わせて、各都道府県に今年度中の条例整備を要請してきている。

これらについて、文部科学省が作成した給特法の一部改正法の概要であるが、柱は2つあり、1つは、一年単位の変形労働時間制の適用である。教育職員について、夏休み等に休日のまとめ取りを実施するため、条例によりその適用を可能にするもので、施行期日は令和3年4月1日となっている。2つ目が、業務量の適切な管理等に関する指針の策定である。こちらは、平成31年1月に文部科学省が策定した勤務時間の上限に関するガイドラインを、法的根拠のある指針に格上げするもので、施行期日は令和2年4月1日となっている。

このうち、2つ目の指針は、1月17日付けで大臣名で告示されたところであ

り、その概要を簡単に説明する。

指針の名称は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」というものである。

趣旨は、公立学校の教師については、時間外勤務命令は「超勤4項目」に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、こうした業務を行う時間も含めて、時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠との認識の下、給特法第7条に基づき、業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が、教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めるものとなっている。超過勤務命令によらない自主的自発的勤務が教育職員の時間外勤務の大半になっているという認識の下、それらを含め幅広く管理をしていこうということである。

対象の範囲は、給特法第2条に規定する教育委員会と教育職員の全てとなっている。

業務を行う時間の上限については、在校等時間を勤務時間管理の対象とする。具体的には、基本とする時間は在校している時間として、校外で職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間などを加える時間とし、勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間、休憩時間を除く時間とする。上限時間については、働き方改革関連法による上限規制の内容を踏まえて、1か月の時間外在校等時間について45時間以内、1年間では360時間以内、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により、業務を行わざるを得ない場合は、1か月100時間未満、1年間720時間以内などとされている。

教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、本指針を参考に、上限方針を教育委員会規則等において定めること、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、公文書として管理・保存を適切に行うこと、労働基準法等の規定を遵守すること等々となっている。

留意事項として、まず、上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではないことや、虚偽の記録や真に必要な教育活動をおろそかにすることがあってはならないこと、業務の持ち帰りは行わないことなどが示されている。

更に、都道府県等が講ずべき措置として、サービス監督教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする明記され、これに基づいて大臣からも条例の整備を求められている。

そのほか、文部科学省の取組についても記載があり、附則で、この指針は、令和2年4月1日から適用すると規定されている。

こうした法改正や指針の制定を踏まえて、本府においても、府全体で働き方改革を進めていくためには、教育委員会が定める勤務時間の上限方針を、条例に根拠づけることが重要であり必要と考えるところである。

改正(案)であるが、職員の給与等に関する条例という職員の給与・勤務時間・休暇等の勤務条件を定めている条例を一部改正したいと考えている。

改正内容であるが、義務教育諸学校等の教育職員の勤務時間の管理は、給特法第7条第1項に規定する指針を踏まえ、京都府教育委員会、府費負担の市町村立学校教育職員にあっては、市町村教育委員会の定めるところにより行われ

るものとするとの条文を追加するものである。

施行期日は、改正給特法第7条及び指針の施行期日と同じ、令和2年4月1日として、来る2月定例府議会に改正案を上程すべく、事務を進めているところである。

今後の予定であるが、昨年7月策定の府立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針について、所要の改正を行う必要がある、そのうち、上限時間については、教育委員会規則で規定したいと考えている。これは、京都府の職員に対する時間外勤務命令の上限時間について、人事委員会規則で規定されていることに相当するものであり、改めて、必要な時期に審議をお願いしたく考えている。

その他、改正給特法のうち一年単位の変形労働時間制の適用については、今後、文部科学省令等が整備される予定であり、それも踏まえて、今回の条例改正とは別に、別途検討することとなると考えている。

#### 【質疑応答】

○ 小畑委員

給特法が改正され、それに伴い、京都府の条例を改正するという事だと思いが、その教育委員会の定める内容は、給特法の指針のとおりということなのか。

○ 安達管理部理事

内容については、給特法7条1項に規定されている文部科学大臣が1月17日に示した指針を踏まえて定めるということなのでそれを踏まえて、京都府の実情に応じた中身を、指針の趣旨に反しない限りにおいて定めていく。その内容は、7月11日に審議いただいて決めた府立学校の上限方針であり、今回告示で出されたものを踏まえ、再度点検の上、諮りたいと思っている。

○ 小畑委員

定めるところによるというのは、上限方針の事か。

○ 安達管理部理事

そのとおりである。

○ 上原委員

令和3年4月から変形労働時間制が施行されるということで、今から丸1年周知徹底し、各学校の校長、管理職にはきちんとレクチャーしていくのと思う。学校単位で変形労働時間を組んでいくので、それぞれの学校の行事や1年間のスケジュールに合わせて各学校が定めていくと思うが、例えば、令和3年4月1日から実施するとなると、どのような手順を踏む必要があるのか。

○ 安達管理部理事

いくつか条件が必要であるが、手続き上の問題をいうと、民間の場合なら、いわゆる労使協定を結ばないことには、罰則規定が適用されてしまうので、罰則規定を外すためには、京都府が、この1年間の変形労働時間制を実施するための条例をつくる必要がある。それが手続き上必要な点である。

それから、令和3年4月1日から学校において変形労働時間制を実施しようとする、遅くとも2月頃には、この枠組みを各学校で考えていただく必要があると思っている。1年を見通した、どういう時間を毎月組んでいくのかとい

う大枠を決めないといけない。それから、毎月毎月の1日ごとの時間どうするかというのは、1ヶ月前に示さないといけないので、2月中に決めてしまわなければならない。

それからもう一つ、実質的なハードルがあり、一年単位の变形労働時間制を実施するためには、国会の議論なども踏まえて、例えば、部活動の指導指針を遵守するとか、上限指針を守っていくとか、そういう前提条件が整ったところでないと導入しては駄目ということが、今後文部科学省において指針で定め、それを遵守するようとする省令を規定していく方針であるというふうに聞いている。そういった状況もクリアしないと実際には導入できない。

○ 上原委員

ハードルが高いと思うが、ぜひ变形労働時間は実施してほしいと思っている。夏休みなどに休みを取れるときには、まとめて取って、リフレッシュして、また頑張って仕事をしてもらうのはいいと思っている。そのため、校長先生とかに早めにレクチャーして、出来ることは早く取り掛かってほしい。府教委が全面的にバックアップをしないと中々難しいと思う。いくつかモデルを作って、それを他校が追っかけていくのがやりやすいのかなという気がするのをお願いしたい。

○ 小畑委員

集中して休日を確保することが可能というのは、今まで何か規制があっただけでできなかったのか。あるいは、実態的に休めなかったのか、どちらなのか。

○ 安達管理部理事

実態的にできなかった方である。夏休みにも教員の研修が計画されていたり、あるいは、部活動の大会が入っていた状況があった。部活動の全国大会の日程の見直しを含む業務の精選については、文部科学省から、全国の中体連等の関係団体にも検討の要請がなされており、夏休みの業務を一定整理しないとうまくいかない制度だと思う。

○ 安岡委員

なかなか実行しにくいので、文部科学省の留意事項にも虚偽の記録等について明記してあるのかと思うが、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させることがあってはならないと常識的なことを書いてきているのには違和感がある。

○ 橋本教育長

新たにタイムレコーダーとか使いながら、勤務時間管理をきちんとやりましょうと。それをやっていく過程で、本当に真実を記録に残してくれるかというところに、今までの教員の勤務の様子を見ていると疑念があるので、念のためにこういうことを改めて明記しているのだと思う。

○ 安岡委員

それは分かるが、京都府教育委員会として、そんなことは常識的なことじゃないかと言わなければならないのではないか。

○ 橋本教育長

常識的なことでもあえて言わなければならないということだと思う。

○ 安達管理部理事

上限方針の全文にはその旨を記載している。

○ 橋本教育長

それほど働きたい先生が多いということかも知れない。

○ 小畑委員

京都府では、すべての学校にタイムカードは導入されているのか。

○ 安達管理部理事

府立学校では、29年度から試行開始し、30年度に導入した。その京都府の動きを市町の教育委員会に情報提供した結果、ほとんどの市町で、ICカード、もしくはパソコンのログインログオフで客観的に測るという仕組みができており、これは全国的にも高い整備率になっている。

ウ 京都府子どもの読書活動推進計画（第四次推進計画）最終案について

【山田学校教育課担当課長の報告】

○ 京都府子ども読書活動推進計画第四次推進計画最終案について報告する。

第四次推進計画については、11月8日の教育委員会において、中間案の説明をして意見をいただいた。その後、12月議会に報告し、パブリックコメントを実施した。1月23日には図書館や学校、PTA等の関係者で構成する京都府子ども読書活動推進会議を開催し、委員の皆様から意見をいただき、本日配付している最終案を取りまとめたところである。

まず、パブリックコメントについて報告する。令和元年12月19日から令和2年1月8日まで3週間実施し、各市町村立の図書館等77ヶ所に配架した。寄せられた意見は13件で、家庭における読書活動の重要性や、学校における読書活動には学校司書が重要だ等の意見を頂戴した。

次に最終案について、主に中間案から変更、追記等した点を説明する。

まず、家庭における読書活動の推進について記載しているところであるが、前回の教育委員会でも、ブックスタート等について、家庭での読書についての意見をいただき、パブリックコメントでも、乳幼児期から良い本に出会うことや、家庭での読書が大切だというような意見をいただいたので、そういった意見も踏まえ、京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の大切さを実感し、読書の習慣化に繋がるよう、小学生の保護者全員に、家庭教育資料「本は友達」を配布し、家庭において本が身近にある環境作りを目指すとともに、ホームページやリーフレット等により情報提供や啓発に努めるという形で、小学生の保護者向けの家庭教育資料の配布等について追記をした。

同じく家庭における読書活動で、今後、乳幼児期の早い段階から保護者が子どもの読書の大切さを理解し、主体的に乳幼児と共に本と親しむため、保護者の意見を反映した乳幼児対象の推薦図書リストやリストの活用方法、本とのふれあい方などのリーフレットを作成配布するなど、幼稚園、保育所、認定こども園、市町福祉部局、市町村立図書館等と連携し、全ての子育て中の保護者を対象とした取組に努める形で、具体的取組を計画に盛り込んだ。

次に大きく変更、追記した部分は、学校等における読書活動の推進で、学校図書館の情報化の部分になるが、教育委員会でもスマホやタブレットなどが普及しているデジタル社会に適合した対策、メディアを選ばないことが必要であるとの意見もいただき、学校情報化については、現在、ギガスクール構想も進んでいく中で、より整備が進むことも踏まえ、ここにICT機器を利用した部

分について追記をした。読書は、これまで図書館で借りたり、書店で買い求めたりして、実際に本を手にとって読むものであったが、電子書籍やICT機器を利用した読書など、本の読み方も多様化している。読書活動の推進のためには、今後、学校における整備が進むICT機器の利点を生かして、積極的に活用していくことも、特別な支援を必要とする児童生徒への対応も含めて、これからは重要となるという形で追記をした。

中間案から最終案への大きな変更点についてはこの3点である。

今後の予定としては、2月議会で最終案を報告させていただき3月の教育委員会で議決をいただいた上で策定したいと考えている。

#### 【質疑応答】

○ 上原委員

例えば、障害のある子どもたちの読書の活動に対して、どこかに記載されているのか。

○ 山田学校教育課担当課長

特別支援学校における読書活動の推進については、学校の読書活動の推進に当たってのところで記載をしている。

○ 上原委員

去年、高知県へ行ったとき、高知県の図書館で、録音した読み聞かせの教材とかがあった。ボランティアが、本を読んで録音したものを貸し出して、目の見えない人も読み聞かせを通してとか、そういう充実したコーナーがあった。

○ 橋本教育長

特別支援学校における取組の中で、府立図書館のデイジー図書の記載がある。

○ 上原委員

将来的にできることなら、もうちょっとクローズアップして、一つの項目として挙げてもいいのかなと思う。

○ 山田学校教育課担当課長

今後検討させていただく。

○ 安岡委員

子どもが読書をするのは必要だと思いますかという質問に対して、ほとんどの方が必要だと言う中で、なかなか家庭での読書ができていないという実態がある。それに対して、どうすればいいかと悩むわけだが、今も、書店等が減っていているため、我々自身も読書の機会が減っているのもっと大人たちに広める施策も必要だと思う。

図書館に対する方向性みたいなものは、何かあるのか。図書館自体を今後どのように活用していくのかなど、この計画の中で、10年、20年先を見据え考えていかなければならないと思う。

○ 米澤社会教育課総括社会教育主事

府立図書館については、市町村図書館等と連携を図り、多くのところで、図書を借りられるような工夫されており、また、学校への支援セットの貸し出しなどに取り組みされている。図書館を利用することを啓発していきたいという思いから、家庭教育資料には、図書館を利用する良さや、連携をしていることを知ってもらう内容を記載している。なお、家庭教育資料については、年度末に

は、全小学生の保護者に配布する予定である。

エ 令和元年度京都府暫定登録文化財の登録について【文化財保護課長】

【森下文化財保護課長の報告】

- 令和元年度の暫定登録文化財の登録について報告する。1月17日に開催した文化財保護審議会で報告し、承認をされた今年度の暫定登録文化財75件の登録について報告する。

まず、全体件数75件の内訳は、建造物43件、美術工芸品が合計30件で内訳は絵画9件、彫刻10件、工芸品1件、古文書5件、考古資料5件であり、この他に記念物として、史跡1件、名勝1件で合計75件である。

1頁、2頁には代表事例の写真、3頁から5頁は代表事例の解説、6頁から10頁が暫定登録文化財の種別毎の一覧となっており、11頁が今年度の市町村別件数、12頁はこれまで3年間の累計総数である。今年度の市町村別の75件の内訳は、府内26市町村のうち16の市町にわたっており、福知山市が24件で最も多く、続いて京丹波町、宇治田原町、宮津市、京都市が主なところである。先の報告の際に意見をいただいたように、種別面や地域面なども考慮し、今後、さらに調査を進めていきたいと考えている。

主な暫定登録文化財について簡単に説明する。酒治志神社本殿は、京丹波町にあり、享保2年に建立された本殿で、建物全体を見事な彫刻で飾っているところが大きな特徴である。絹本著色愛染明王像は、福知山市の金光寺の所蔵品で、鎌倉時代後半に作られた極めて丁寧で精緻な表現を見せる丹波地域の優品である。また、木造阿弥陀如来立像は、宮津市の佛性寺の本尊で、鎌倉時代13世紀後半に作られたものと考えられる。上下唇に水晶をはめ込み、口の中に金属板で歯列を表す形で、生身の仏様を表そうと当時流行した作例である。その他、向日神社の社額、宮津にある丹後郷土資料館が所有している古文書など非常にたくさんの文化財を登録する予定である。

いずれも貴重な文化財で、将来府の指定・国の指定になる価値は十分あると考えており、あらためて京都府内には貴重な文化財がたくさん所在していることを痛感しているところである。今後とも、さらに調査を進め、多くの文化財を、未来に良好な状態で継承していけるよう努力したいと思っている。

【質疑応答】

- 安岡委員

福知山市や京丹波町に登録文化財が多いのは、大河ドラマの影響があるのか。

- 森下文化財保護課長

今年度調査の際、せっかくの機会なので、亀岡から丹波一帯を頑張って調査するよう指示し、多くなった。出来れば、明智光秀に結びつくようなものがあればよかったが、そこまではなかなか難しかった。

- 小畑委員

登録されると、規制がかかり、所有者が自由に文化財を処分したり修理したり出来ないの、府としては文化財として保存出来るし、また、修理が必要に

なった時に、所有者に対して補助金が出るなど、今までより修理しやすくなるというメリットがある。また、文化財の一覧が冊子や、インターネットに掲載され、京都にはこんな文化財があるということを内外にアピールして、特に地域の人にも知ってもらい、自分たちの文化をもう一回見直すというような意味があると思っただらいのか。

○ 森下文化財保護課長

そのとおりである。登録する際、所有者に承諾をいただくので、その折に、文化財を勝手に変えたりしないようにとお願いしている。また、修理に際しては、事業費の3分の1程度という上限があるが、補助させていただく。また毎年普及啓発という形で発行している、新たな指定登録、暫定登録の文化財を紹介する冊子でも紹介している。今後も、観光や文化の部局と連携して、より一層アピールしていきたい。

○ 小畑委員

インターネットのアーカイブみたいなのを作って、京都が持っている文化財をもっと発信したり、みんなが共有したりできるようにしていくことも、非常に大事なことではないかと思う。

○ 森下文化財保護課長

指定登録、暫定登録したものについては、文化財保護課のホームページで一覧の形で紹介しているが、さらに広く詳しく広報していけるよう、他の部局とも連携して取り組んでいきたい。

○ 小畑委員

明智光秀の関係と関連付けると地元の文化財に対する関心が高まる。もっと工夫があると面白いと思う。

○ 橋本教育長

1,218件は、暫定登録された後に指定等になったものは除かれているのか。

○ 森下文化財保護課長

これまでの暫定登録は、今年度分を含めて総数で1,224件となり、このうち6件は府の指定になったので、最終的に暫定登録数は1,218件となっている。

○ 千委員

暫定登録の中でも価値の度合いの区分けがあるのか。

○ 森下文化財保護課長

区分けはない。ただ、今後、その中から価値の高いものから順次指定に格上げしていくので、なかなか指定にならないものが残ってくる。

#### (4) 議決事項

ア 第2号議案 令和2年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【大路総務企画課長の報告】

○ 令和2年2月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案7件について説明する。

1点目は、令和2年度京都府一般会計予算及び令和元年度京都府一般会計補

正予算についてである。前回の教育委員会で、主な要求状況について説明させていただき、概ね反映された形になっているので、如何ほどの予算が計上できたのかについて説明する。

まず、予算の規模について、国の補正予算に呼応した令和元年度2月補正予算、いわゆる経済対策に呼応した補正予算に併せて、次の12ヶ月分令和2年度も併せて14箇月予算として編成しており、次代を生きる力の育成など4項目を重点施策としている。予算額は1,288億5,100万円であり、今年度と比べて7億7,300万円の減、率にしてマイナス0.6%となっているが、退職者の減少による退職手当の減少によるものであり、人件費を除く事業費ベースでは、今年度と比較して、5億6,900万円の増、率にしてプラス3.1%となっている。

主な内容であるが、重点施策の1つ目の次代を生きる力の育成については、要求していたとおりの内容となっている。幼児教育の質の向上、小中高一貫した英語教育の実施、スマートスクールの推進である、特にスマートスクールは国の経済対策を活用し7億4400万円の予算を計上している。このうち5億円程は校内LAN高速ネットワークを全府立学校に整備するためのものである。

次に、全ての子どもたちのまなびを支える教育環境づくりであるが、府立学校の施設整備については、国の補正予算も活用して、老朽化している農業系学科の実習施設、具体的には温室を更新することとした。額にして、1億円ほどになる。特別支援教育の充実、いじめ防止・不登校支援、教職員の働き方改革、向日が丘支援学校の校舎の整備の着手、井手に新設する特別支援学校の整備、スクールロイヤー等の配備、別室登校などの支援も行っていく。

最後に、文化財の保存と活用の推進についてであるが、府民が文化財に親しむ機会をさらに創出するため、知事部局の文化スポーツ部や商工労働観光部と連携して、地域の祭り等をコンテンツとしたモデルツアーの実施や文化財を活用したイベント等の支援など、京都の貴重な文化財を後世にしっかりと継承する取組みを進めたいと考えている。

2点目は、京都府知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件についてである。地方公共団体の長や委員会の委員の皆さまなどが、損害賠償責任を負う事案になったとき、善意で、かつ、重大な過失がない時は、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定める条例である。

3点目は、京都府旅費条例一部改正の件及び管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件についてである。現下の厳しい財政状況等を考慮し、指定職、管理職の職員等に支給される旅費等について、引き続き1年間、所要の引下げ等を行うものである。

4点目は、職員の給与等に関する条例一部改正の件についてであるが、こちらは先ほど安達管理部理事から説明があった働き方改革の上限設定の関係である。

5点目は、京都府少子化対策基本計画の件についてである。知事部局が少子化対策のために策定したものであるが、その施策推進のためには全部局で取り組む必要があり、その対策を計画としてまとめたもので、教育関係の記載は、ライフデザインに関する学習の機会を設けるといったものがある。

## 【質疑応答】

- 上原委員  
校内LAN高速ネットワークは、令和2年度に全校整備されるのか。
- 大路総務企画課長  
国の経済対策が令和2年度で全部執行するということのため、令和2年度中に整備する。
- 小畑委員  
損害賠償の額は年収の何倍とかあるのか。
- 大路総務企画課長  
教育長、教育委員の場合は、年収の4倍である。知事などは年収の6倍である。これは、民間企業の社長や役員を参考にしている。
- 小畑委員  
予算は全てが14箇月でまわっているのか。
- 橋本教育長  
原則は1年。
- 大路総務企画課長  
知事部局も含めて経済対策に関わる場所は14箇月である。2月補正で計上するので、実際はほぼ歳入である。元年度に国からお金を受けるが、3月までに全部執行出来ないため、次年度にかけて執行するので14箇月となる。実際にこの14箇月にあたるのは、先ほどのスマートスクール関連と、農業系学校の温室の整備のみである。
- 上原委員  
来年度、タブレットを全員に整備するというのは、全額、国と府の負担なのか、市町村も負担するのか。
- 大路総務企画課長  
これは府立学校分で、市町村は市町村でそれぞれを取り組むことになる。
- 橋本教育長  
端末整備に関しては、100%国のお金である。
- 上原委員  
タブレットを整備しても先生が使いこなせるのか。
- 大路総務企画課長  
今回の予算で資質向上のための研修なども実施していく。
- 安岡委員  
前年度比0.6%減だと、実質増えていると思うが、消費増税分2%アップしたのを考えると、目減りしているのか。
- 大路総務企画課長  
消費税を読んで予算を計上しているので、その分前より目減りしている部分はある。人件費には影響がないが、需用費などには影響がある。

[原案どおり可決]

### 【森下文化財保護課長の報告】

- 第3号議案令和元年度京都府指定文化財の指定等についてである。

議決をお願いしたい指定は7件である。京都府指定文化財の指定等については、昭和57年度以来、今回が39回目となる。今年度の指定をお願いする文化財の分野は、建造物1件、美術工芸品4件、無形民俗文化財1件、記念物1件の計7件で、いずれも指定となっている。

地域的には、できる限り府内まんべんなく、というスタンスで望んだが、京都市とや中丹地域の物件はなく、山城2件、南丹3件、丹後2件となっている。また、昨年度に比べ、件数が大幅に減っているが、これは昨年度に多発した災害による復旧事業等が、繰り越しや継続事業となり、そちらに担当職員が対応したため、調査等が十分に行えなかったことが大きな要因となっている。来年度以降は、改めて指定等による文化財の保護を促進していきたいと考えている。

続いて、各案件について、簡単に説明する。

建造物では、精華町にある新殿神社の本殿並びにその脇にある八王子社の2棟で、本殿は天文16年に建てられたことが確認され、八王子社もほぼ同時期のものと考えられる。特に本殿は、京都・上賀茂神社や下鴨神社の本殿の形式である流造であるが、地理的に近い春日大社にみられる春日造の影響が部分的に認められ、これが南山城地域のひとつの地域色と把握出来る貴重な資料である。

美術工芸品では、絵画の絹本着色仏涅槃図で、亀岡市の極楽寺の所蔵品である。釈迦がまっすぐ足を伸ばした姿を描くなど、平安時代以来の描写をとどめるものである。ただ、随所に新しい表現が盛り込まれていることから、制作年度は、14世紀半ば、南北朝時代のものと判断されるが、古い様式を留めるものであり貴重なものと判断される。

また、木造薬師如来坐像は、同じく亀岡の願成寺の本尊で、都風の洗練された姿ではなく、全体にどっしりとした量感のある造形となっている。これは古代丹波地域の仏像の地域色を示すものと把握されるもので、平安時代の初め頃に作られたもので価値が高いと判断される。

書紙本墨書続浦嶋子伝記は、宮津市の宇良神社に貯蔵されるもので、以前の報告では古文書としていたが、審議会で書跡・典籍と判断された。これは、鎌倉時代末の永仁2年に、原本から写本され、今日まで伝わったもので、いわゆる浦島太郎の物語の原型となった浦嶋子の伝記の写本で、非常に古いものに位置づけられる貴重なものである。

蒲生野古墳出土品は、京丹波町の古墳からの出土品である。およそ1600年前の古墳時代前期末から中期初め頃のもので、鏡や腕輪などの装身具のほか鉄製品が出土している。同時にみつかった弥生時代のお墓から出土したのも併せて指定したいと考えている。

相楽木綿は、明治から昭和の戦前まで、現在の木津川市の西部、相楽村で生産されていた木綿の織物の技術である。当時は近畿圏に流通していたが、戦時中に途絶えた。平成16年の山城郷土資料館の特別展を契機に技術の復元が行われ、現在、相楽木綿の会によって精華町のけいはんな記念公園内に伝承館を設け、伝承の活動が続けられている。

最後に、京丹后市峰山町にある峯山藩主京極家墓所であるが、峯山藩の京極家の菩提寺であった常立寺本堂背後の山裾に設けた墓地で、平坦地に位牌型の

墓石が建ち並び、良好に保存されている。こちらを史跡として指定したいと考えている。

以上、全てが、1月29日に、京都府文化財保護審議会により指定の答申をいただいた。この7件の内、浦嶋子伝記と相楽木綿を除く5件については、暫定登録文化財から、今回、指定にする文化財である。

〔原案どおり可決〕

## (5) 閉会

教育長が閉会を宣告